

株式会社西日本シティ銀行の 次世代ワークスタイル応援私募債「ミライへの路」 に係るスキームの改定に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、2022年9月28日付で第三者意見を提供した株式会社西日本シティ銀行の次世代ワークスタイル応援私募債「ミライへの路」に係るスキームについて改定が行われたことから、改定後のスキームに対する第三者意見を提出しました。

第三者意見

2024年3月18日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：株式会社西日本シティ銀行

評価対象となる金融商品：次世代ワークスタイル応援私募債「ミライへの路」

評価の概要：

株式会社西日本シティ銀行は、2022年9月に次世代ワークスタイル応援私募債「ミライへの路」（「本私募債スキーム」）の実施を通じて、企業の働き方改革の取り組みを支援するスキームを策定した。本私募債スキームにおいては、企業は働き方改革の取り組みに対する重要管理指標（KPI）を設定し、西日本シティ銀行は達成状況のモニタリングを行う。

今般、西日本シティ銀行は本私募債スキームを改定し、従来の福岡県社会保険労務士会との連携から、福岡県以外の各県の社会保険労務士会等とも連携を可能とした体制へ拡充する。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、西日本シティ銀行が、働き方改革に係る専門家として、各県社会保険労務士会等と連携して企業のインパクト発現に努める体制を整備し、企業のKPI達成を支援する体制を整備したことを確認した。

改定後も、本私募債スキームは、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」における、「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンス」の考え方に沿った商品として、働き方改革に係るKPIを適切に特定し、当該KPIのモニタリングにより、インパクトを把握する体制が構築されており、JCRは本私募債スキームが適切に運用されていることを確認している。

以上より、JCRは、本私募債スキームの改定後も、西日本シティ銀行が、取引先企業における安定的な雇用確保と地域経済活性化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、西日本シティ銀行が開発した本私募債スキームが、改定後も特定のインパクトの発現を企図する金融商品として、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

ポジティブインパクトファイナンス (PIF) とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

本私募債スキームは、国連環境計画の提唱する包括的なインパクト分析から各企業のインパクトを特定するポジティブ・インパクト原則の考え方に合致するものではなく、特に企業の労働環境改善と、それに伴い雇用主側も雇用を安定的に確保でき、最終的には当該企業が長期的に持続可能な成長を続けることで地域経済が活性化するという、特定のインパクトを狙った金融商品である。

したがって、JCR は、本私募債スキームによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される体制整備がなされたか否かを、以下の評価項目から確認した。

(1) 私募債の発行に際して、企業が働き方改革に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組みとなっているか。(Impact Identification)

(2) 企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。(Impact Assessment)

(3) 設定した KPI を、労働問題に係る専門家をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。(Impact Management and Monitoring System)

(4) モニタリングした KPI を評価し、本私募債スキーム実施によるインパクトを把握する体制があるか。(Impact Measurement System)

II. 西日本シティ銀行のサステナビリティに係る取り組みについて

(1) 西日本 FH グループのサステナビリティに係る取り組み

西日本シティ銀行が属する株式会社西日本フィナンシャルホールディングスグループ (西日本 FH グループ) は、かねてより、創業支援や環境関連融資等の本業ビジネスを通じて、地域の産業と雇用の創出や循環型社会の形成などの地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいる。

西日本 FH グループは、地域への経済・金融情報の提供、芸術・文化活動等、多種多様な地域貢献活動も SDGs に資する取り組みとして重視している。

2023 年 4 月よりスタートした中期経営計画「飛翔 2026～つなぐココロ、つなげるミラ

イ～」において、同グループが目指す姿との関連性が高い SDGs7 つのゴールを「SDGs 重点項目」として設定している。

本私募債スキームは、西日本 FH グループが優先的に取り組むべき SDGs の目標として掲げた上記7つのうち、地域の産業・雇用の創出、少子・高齢化における地域の働き方改革に対するニーズへの対応、複数の専門家と連携して私募債で資金調達をする企業を支援することから、マルチステークホルダーパートナーシップの目標設定にも整合的である。

(2) サステナビリティ経営推進体制

西日本 FH グループでは、以下の部署が専門的にサステナビリティに係る取り組み推進のための業務分掌を行っている。

- ・西日本 FH 経営企画部 SDGs 推進室
グループ各社の ESG/SDGs 関連施策のフォロー、方針の策定、統合報告書製作等。
- ・西日本シティ銀行広報文化部
西日本シティ銀行の地域貢献活動全般（例：金融リテラシー教育の実施、SDGs カードゲーム、ウェブサイトを通じた SDGs 情報発信（コラボラ）、地元 TV 番組への提供を通じた地域貢献、フードドライブ活動等）。
- ・西日本シティ銀行法人ソリューション部
お客様に対してサステナブル・ファイナンスを通じた支援（例：SDGs 私募債、サステイナブルリンクローン等）。
サステナビリティに係る重要事項（中期経営計画における SDGs 重点項目の設定等）については、西日本 FH 経営企画部が起案し機関決定を行う体制となっている。
- ・西日本シティ銀行営業企画部
SDGs に取り組むお客さまの資金調達を支援する「NCB SDGs 応援ローン」を取扱い。希望に応じて、お客さまの SDGs への取組みに対する重点項目を記載した“SDGs 宣言書”を交付する。

以上から、西日本シティ銀行がサステナビリティ経営推進のために複数の専門部署を設置し、経営陣のイニシアティブの下、サステナブル・ファイナンスの実現や SDGs 目標への貢献のための取り組みを進めていることを確認した。

III. 特定のインパクトが発現されるための体制整備について

(1) 私募債の発行に際して、企業が働き方改革に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組

みとなっているか。

KPI 設定前に西日本シティ銀行は「ヒアリングシート」を使用し、企業の働き方改革に係る課題を整理。

企業は「ヒアリングシート」で抽出した課題を基に KPI の設定を行う。

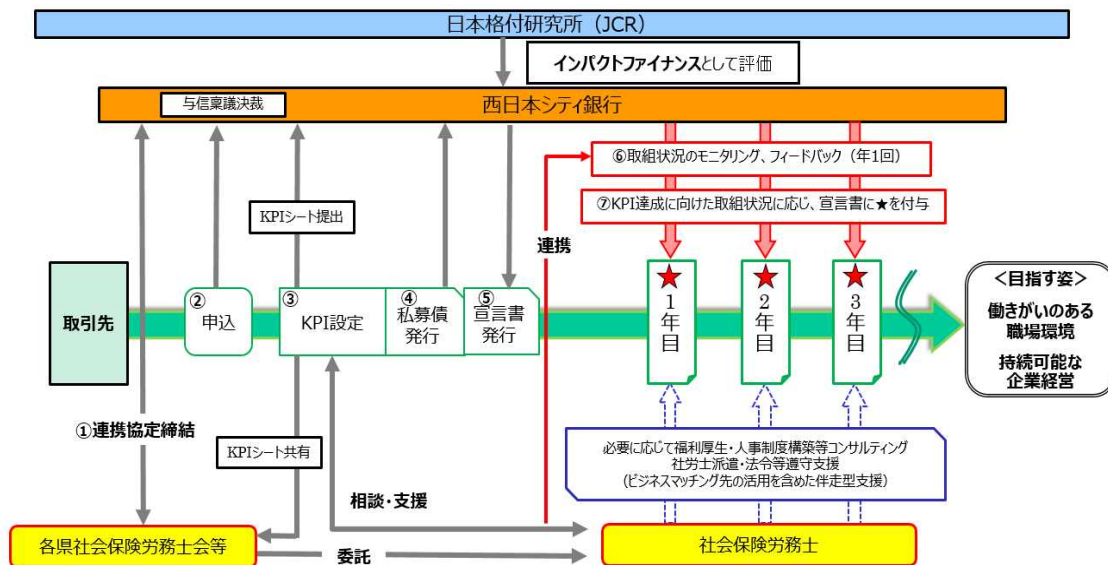
なお、西日本シティ銀行は、予め働き方改革に係る定量的な KPI として適切と思われる指標をリスト化し、本私募債スキームを活用する企業が当該リストを参照して KPI 設定できるような仕組みを設けている。

KPI の設定に際しては、社労士と連携したうえで行う形とすることで、個社の状況に応じた適切な KPI が定められるよう配慮している。

(2)企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。

JCR は、西日本シティ銀行が本私募債スキームを実施するために適切な実施体制とプロセスを確立したことを確認した。

① 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

②実施プロセスについて、西日本シティ銀行では担当部署の所掌分野を明確にし、行内のマニュアルを整備している。

(3)設定した KPI を、労働問題に係る専門家をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。

KPI の選定時及び年に 1 回の KPI 達成判定時には、社労士と連携して確認を行うことと

なっている。また、必要に応じてコンサルティングを福利厚生、デジタル化支援、人事制度構築等に関連して提供するメニューも用意されている。

(4)モニタリングした KPI を評価し、本私募債スキーム実施によるインパクトを把握する体制があるか。

西日本シティ銀行は、年に1回、KPI 達成状況を企業から聴取し、モニタリングの結果を予め定めたフィードバックシートによって企業にフィードバックする。西日本シティ銀行は、当該進捗について、定期的に JCR と共に包括的なレビューを行い、本私募債スキームのインパクト把握に努める予定である。

IV. 結論

上記確認の結果、JCR は、スキーム改定後も、西日本シティ銀行が取引先企業における安定的な雇用確保と地域経済活性化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

(第三者意見責任者)

日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価本部長

梶原 敦子

氏名 梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

氏名 川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

氏名 望月 幸美

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル